



平成 20 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 谷 彰 彦
(J A S D A Q ・ コード番号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 長 尾 千 歳
統 括 管 理 本 部 長
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

子会社における「一定の事業の譲受等の検討」に関する基本方針合意のお知らせ

平成 20 年 5 月 15 日付当社プレスリリース「子会社における事業譲受等の基本合意に関するお知らせ」にありますように、当社子会社の株式会社オリエンタルコンサルタンツ（以下、「オリエンタルコンサルタンツ」という。）と株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下、「P C I」という。）との間で、P C I が営む一定の事業の譲受等に関して協議を開始しましたが、当社は、平成 20 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、オリエンタルコンサルタンツと P C I との間での「一定の事業の譲受等の検討」に関する基本方針合意の締結について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

P C I の事業は、コンサルタント事業及び不動産事業より構成されており、協議を重ねた結果、今回「一定の事業の譲受等の検討」の範囲として以下を定めた。

1. 「一定の事業」の譲受等の範囲

- (1) P C I の不動産事業を除く、コンサルタント事業及び当該事業遂行上必要な資産のすべて（以下、「対象事業」という。）とする。
- (2) ただし、対象事業のうち、瑕疵のある業務、将来損害賠償の請求を受ける紛争がある又はその恐れがある業務、その他譲受けの対象とすることが適切でないとオリエンタルコンサルタンツが合理的に判断した業務は譲受けの対象外とする。
- (3) なお、上記に従い、譲受けの対象とする業務は、オリエンタルコンサルタンツによる今後の P C I の法務及び財務の監査結果を踏まえた上で、両者確認の上、より詳細に定めるものとする。

2. 「雇用する従業員」の範囲

- (1) 一定の事業に携わる P C I の全従業員（労働基準法上の「労働者」を意味する。以下同様）を雇用の対象とするものとし、今後オリエンタルコンサルタンツと P C I が合意の上定めるものとする。
- (2) 稼働中のプロジェクトに従事している P C I の従業員は、継続して当該稼働中の業務に従事する。

以上